

管理No.:

# グリーン調達ガイドライン

**2023年04月01日改定**

2020年 4月10日 改定

2019年 7月1日 改定

2017年 4月1日 改定

2016年 10月7日 改定

2015年 6月22日 改定

2014年 4月4日 改定

2004年 5月6日 制定

**EXEDY**

株式会社エクセディ

安全衛生環境部

2023.04 改定

## はじめに

当社は、事業活動における環境問題に対応する為、環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得以来、継続的な改善に取り組んでまいりました。

環境規制が進む中、環境負荷に配慮した製品づくりを推進する為には、サプライチェーン全体のマネジメントを実現することが不可欠となります。

貴社におかれましては、当社の取り組み・方針をご理解頂き、本ガイドラインに基づく環境保全活動に今後とも、ご協力賜ります様よろしくお願い申し上げます。

2016年10月

株式会社 エクセディ

## 1. 当社の環境基本方針

### 【基本方針】

エクセディグループは動力を効率的に伝達する技術をコアとした製品開発・製造を通じて、お客様の喜び、社会の喜び、私たちの喜びを力強く創り出す企業を目指し、持続可能な社会の発展に貢献します。

その実現のため、地球環境保全を経営の優先取組課題の一つと位置づけ、目標達成に向けて継続的な改善を図ります。

### 【環境活動方針】

#### 1) 順法・コンプライアンスの強化

- ・私たちは各国、地域が定める環境法令等の順守はもとより、自主基準を制定し、大気、水質、土壌への汚染防止に取り組み、環境負荷の最小化を図ります。

#### 2) 脱炭素社会への貢献・気候変動への適応

- ・私たちは、動力を効率的に伝達するコア技術を深化することで社会のエネルギー効率向上に貢献します。
- ・私たちは製造技術の技術革新を通して、事業における温室効果ガスの排出ゼロを目指します。
- ・私たちは気候変動に適応し、レジリエンスを高めます

#### 3) サーキュラーエコノミー

- ・私たちはライフサイクルを考慮した新製品・技術開発を通じて、サプライチェーン全体の環境負荷低減に努めます。

2023年2月15日改定

代表取締役社長 吉永 徹也

※1 レジリエンス：うまく適応できる能力

※2 ライフサイクル：商品やサービスの原料調達から、廃棄・リサイクルに至るまで

※3 サーキュラーエコノミー：従来の生産・消費の過程で廃棄されてきた製品や原材料などを新たな「資源」としてとらえ、廃棄物を出さず資源を循環させる経済の仕組み

## 【エクセディグループ環境行動指針】

環境方針の実現に向け、将来にわたり持続可能な企業活動を行うために私たちが取り組む事項をエクセディグループ環境行動指針に定める

### 1) 公害防止・順法・コンプライアンス

(1) 私たちは次のような有害なものを会社の外に出さないように努めます

① 大気：化学物質や有毒なガス、悪臭、ばい煙、粉じん等

② 水質：廃液や油を含む水 ③ 土壌：化学物質 ④ 騒音・振動等

(2) 私たちは廃棄物処理を適切な業者に委託し、不法投棄をさせません

(3) 私たちは日頃からリスクを想定し、緊急事態に備え、教育・訓練を行い、有事の際の被害最小化を図ります

(4) 私たちは環境法令等を順守するために、要求事項の理解と周知に努めます

### 2) 脱炭素社会への貢献・気候変動への適応

(1) 私たちはエネルギー効率向上に役立つ製品の開発、製造、販売に努めます。

(2) 私たちは省エネ、省資源に配慮した設備導入、生産活動を行います。

(3) 私たちはクリーンエネルギーの利用を含め温室効果ガスの排出低減に努めます

(4) 私たちは事業継続のため自然災害に備えます

### 3) サーキュラーエコノミー・省資源・リサイクル

(1) 私たちは水の効率的な使用、環境負荷の少ない原材料の調達、生産に使用する資源と廃棄物の最小化、リサイクルの徹底、物流の効率化など、持続可能な資源の利用に努めます

### 4) 生物多様性・生態系の保護

(1) 私たちは地域の環境美化活動や自然を守る活動に積極的に参加・支援します

### 5) ステークホルダーとのコミュニケーション・協働

(1) 私たちは環境情報を積極的に公開し、行政、地域自治体、顧客、協力企業、投資家、従業員などステークホルダーとの情報交換を密に行います

(2) 私たちはサプライチェーンとの協働を通し、温室効果ガスの排出低減、環境負荷の少ない材料調達などサプライチェーン全体の環境負荷の最小化に努めます

## 2. エクセディ特定物質の管理

当社は、法規制により製品への使用(含有)が禁止・制限されているもの、及び顧客が将来動向を背景に使用禁止・削減を課している物質を、エクセディ特定物質として管理します。

### <対象品>

- 1) 当社製品の構成部品・材料
- 2) 当社製品の梱包・包装資材
- 3) 製品に付着、付随する副資材（識別塗料・防錆油・切削油等）

### <エクセディ特定物質の定義>

GADSL\*を基本とします。

\*GADSL : Global Automotive Declarable Substance List

日・欧・米の自動車業界が定める禁止・監視物質リスト。

適宜更新（原則2月）されます。最新版は <http://www.gadsl.org/>より

入手・確認をお願いします。

#### 1) エクセディ禁止物質

- (1) GADSL で禁止物質に該当する物質。(GADSL 区分 : P のもの)
- (2) GADSL で要申告物質に該当している物質 (GADSL 区分 : D のもの)の中で特定の地域で使用制限を受ける物質、又は顧客要求により使用が制限される物質とする。  
… (表 1) (2023 年 2 月時点では該当なし)

上記の禁止物質については、最新版の EU 廃車指令 (Annex II) で猶予される場合を除き、 閾値を超えて材料、部品、及び製品に使用することはできません。

#### 2) エクセディ監視物質

GADSL に記載されている物質の内、1) の禁止物質を除く要申告物質。

#### 3) 閾値

GADSL の閾値に従います。指定がない場合には、均一材質中に意図的な含有を 0.1 重量%とし、カドミウムとその化合物は 0.01 重量%とします。

### 3. 協力企業様へのお願い

#### 1) 法規制・条例等の順守

協力企業様の事業活動において、法規制・条例等の順守をお願い致します。

#### 2) 環境マネジメントシステムの構築・整備

協力企業様の環境管理体制整備のために、環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。

(1) 環境マネジメントシステムの外部認証の取得をお願い致します。

(ISO14001、KES、エコステージ、エコアクション21 など)

(2) 既に認証取得済みの場合、環境マネジメントシステム運用の維持・向上・更新継続をお願いします。

(3) 環境活動の訪問点検に関するお願い

外部認証未取得の場合は当社が定めた\*「環境マネジメントシステム調査表」に基づき、管理・運用状況を点検させていただく場合があります。対象の協力企業様には事前にご連絡を致しますので、ご協力をお願い致します。

\*パートナーシップへの手引書、取引マニュアル II-2.7 及び資料8

(評価点 70 点以上が合格ライン)

#### 3) 特定物質の対応

当社に納入される、2 項 対象品について以下の項目の実施をお願い致します。

(1) エクセディ特定物質の管理

①適宜、IMDS への登録又は JAMA シートもしくは別紙 1)による材料・化学物質データ調査をお願いする場合があります。

また、当社へ報告済の内容に変更が生じた場合は再提出をお願い致します。

②部品・材料を新しく設定される場合や変更が発生する場合はエクセディ特定物質の含有有無の確認および計画的変更点報告のご提出をお願いします。

(2) エクセディ特定物質で閾値を越えた含有が判明した場合の対応

①「エクセディ禁止物質」含有の場合

・速やかに報告のうえ代替材へ切替えて下さい。

(品質保証手引書に基づく変更点管理報告の手続きと共に切り替え計画のご提出をお願いします)

②「エクセディ監視物質」含有の場合

・速やかに報告して下さい。

報告帳票：IMDS への登録・JAMA シートもしくは別紙1)

環境保全の観点から、代替材への切り替えをお願い致します。

#### 4) 事業活動における環境取り組み

協力企業様の事業活動における、以下の環境パフォーマンスの向上の取り組みをお願い致します。

- ①エネルギー使用の効率化・省エネ活動の推進
- ②温室効果ガス削減を含む気候変動のインパクト削減・気候変動への適応
- ③温室効果ガスの排出量算定 (Scope1, 2, 3)
- ④水資源・水質に対するインパクト削減
- ⑤生物多様性へのインパクト削減
- ⑥環境問題への取り組み
- ⑦汚染の未然防止
- ⑧廃棄物の削減とサーキュラーエコノミーの推進
- ⑨資源の使用に対するインパクト削減
- ⑩VOC\*の削減

\*VOC: Volatile Organic Compounds 揮発性有機溶剤

⑪PRTR 物質\*の削減

\*PRTR: Pollutant Release and Transfer Register

化学物質排出把握管理促進法 第一種/第二種指定化学物質

#### 5) サプライチェーンの管理

サプライチェーン全体の環境マネジメントを実現するために、本ガイドラインの内容を、貴社の協力企業様に対して確認、指導と、その先の協力企業様への必要に応じた展開、啓発をお願い致します。

**4. お問い合わせは、下記の連絡先をお願いします。**

- ・ 調達部門 . . . . . T E L ( 0 7 2 ) - 8 2 2 - 1 1 8 4
- ・ 安全衛生環境部門 . . . . . T E L ( 0 7 2 ) - 8 2 4 - 1 0 0 9

**5. 添付資料**

**(表1)：禁止物質**

| GADSL<br>区分 | 物質名 (和名) | CAS No. | 備 考 (適用例) |
|-------------|----------|---------|-----------|
| 該当なし        |          |         |           |

GADSL区分： ・ P (禁止物質) ・ D (要申告物質) ・ D/P (要申告/禁止)

**<参考標準>**

**エクセディ技術標準「構成材料の特定物質使用制限基準 (EESD-01038)」**

**「構成材料・部品の環境負荷物質分析方法 (EESD-01146)」**

制定・改廃履歴表

| 制定・改廃番号 | 制定・改廃区分 | 制定・改廃日 |            | 制定・改廃内容                       |              |
|---------|---------|--------|------------|-------------------------------|--------------|
|         |         |        |            | 制定・改廃箇所                       | 制定・改廃理由      |
| 09      | i       | 改定     | 2023.04.01 | 1. 環境方針・行動細則<br>2. 協力企業様へのお願い | 環境方針見直しに伴う改定 |